

## 平成 28 年度神戸市風しん予防接種助成制度について

風しんは妊娠初期の妊婦がかかると、出生児に「先天性風疹症候群」を起こす危険があります。先天性風しん症候群とは妊婦が風しんにかかることで胎内感染を起こし、出生児に白内障、先天性心疾患、感音性難聴、発達遅延などの重度の先天障害が起こることです。先天性風しん症候群の発生を防止するには妊娠を希望する女性と共に妊娠を希望する女性の周辺の人が風しんにかからないことが大切です。風しんの抗体が十分でない人を対象に、神戸市では「神戸市風しん予防接種助成事業」が行われています。

平成 27 年度から開始された風しん予防接種への助成制度は、今までは風しん抗体検査を受けることが必須条件でしたが、平成 28 年 4 月 1 日からは風しん抗体検査の結果がなくても「罹患歴がない及び予防接種歴がない」との自己申告による確認で接種が出来ることになりました。対象者には接種費用の一部（一人当たり 2,500 円）が助成されます。

これに伴い、平成 27 年度にあった風しん抗体検査助成制度は平成 28 年度から廃止になりました。

### 1. 風しん予防接種対象者

- 1) 神戸市に住民登録がある方
- 2) 下記の①～③のいずれかに該当する方
  - ① 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する 15 歳以上～43 歳未満の女性
  - ② ①の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない方
  - ③ 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない方

※「風しんの抗体が十分でない」とは、以下の(1)または(2)に該当することです。

- (1) 罹患歴がなく、かつ予防接種歴がない。
- (2) 採血日が平成 27 年 4 月 1 日以降の検査結果において抗体が十分でない。(HI 法では抗体価 16 倍以下をいう。)

対象になる方は以下の要項に従って予防接種を受けることをお勧めします。ただ予防接種を受ける際は、必ず接種希望の医療機関に事前にご連絡をして接種可能かをご確認下さい。

2. 助成期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

### 3. 対象となる予防接種

風しん単独ワクチン あるいは 麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン)のいずれか 1 回

### 4. 接種場所

神戸市風しん予防接種契約医療機関 (神戸市ホームページ「神戸市予防接種」で検索)

### 5. 助成金額及び助成回数

2,500 円 助成は 1 回のみ

6. 対象者の確認のため、受診時に以下の書類等が必要になりますのでご用意下さい。

- ① 風疹の抗体が十分でない妊娠を希望する 15 歳以上 43 歳未満の女性  
接種日の年齢確認のため 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード 等  
風しんの抗体が十分でないことの確認
- ② ①の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人
  - ①の同居者の確認
    - ・同じ住所である確認 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード 等
    - ・風しんの抗体が十分でないことの確認
- ③ 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人

- ・妊婦であることと住所の確認 母子健康手帳
- ・風しんの抗体が十分でないことの確認
- ・妊婦の同居者の確認
  - 妊婦と同じ住所である確認 健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード 等
  - 風しんの抗体が十分でないことの確認